下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年9月27日

新庄市監査委員 髙山孝治

新庄市監査委員 山口吉靜

記

- 1. 監査対象 都市整備課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理について
- 2. 監査期間 平成25年7月9日~平成25年7月22日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 修繕の経緯等を分かりやすくするため、現時	1. 除雪車等の車両については、国交省の様式に
点での備品台帳を整備し、正確な備品管理に努	従い備品台帳を整備しているところであるが、
めること。	単独購入分及び平成 24 年度に購入した除雪自
	動通報装置等のシステム関連についても、除雪
	車等の様式を参考にし、適正な管理ができるよ
	う別に備品台帳の個票を整備した。